

諮問番号：令和２年度諮問第３１号

答申番号：令和２年度答申第３１号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

山梨県総合県税事務所長（以下「処分庁」という。）が令和２年５月１日付けで行った地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第１４６条第１項及び山梨県県税条例（昭和３６年山梨県条例第１１号。以下「県税条例」という。）第１１４条第１項の規定による自動車税種別割賦課処分（以下「本件処分」という。）に係る令和２年６月２５日付け審査請求については棄却するのが相当であるとする審査庁の判断は、結論において妥当である。

### 第２ 事案概要

#### １ 事案の骨子

本件は、審査請求人が所有する自動車２台について、処分庁が令和２年度自動車税種別割賦課処分を行い、令和２年５月１日付けで、同月７日、審査請求人に納税通知書を発送したところ、審査請求人は処分庁が課税を保留（以下「課税保留」という。）せず本件処分を行ったことに納得がいかず、かかる賦課処分を不服として、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

#### ２ 関連法令等の定め

- (１) 法第１４６条第１項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する旨規定する。
- (２) 県税条例第１１４条第１項は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって課する旨規定する。
- (３) 法第１４５条第１項第３号及び県税条例第１１４条第２項は、(１)及び(２)の「自動車」は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第３条に規定する



分を行ったことに納得がいかず、本件処分を不服として、行政不服審査法第19条に基づき山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

- (5) 令和2年9月10日、審査庁は本件審査請求に係る諮問書を当審査会に提出した。

#### 4 争点

- (1) 処分庁が行った令和2年度自動車税種別割賦課処分は、法律、条例に根拠を有した適法なものといえるか。
- (2) 処分庁が本件自動車について課税保留の取扱いをせずに本件処分を行ったことは、違法または不当なものといえるか。
- (3) 本件自動車について課税保留にならないことを事前に審査請求人に告知しないことは、違法または不当なものといえるか。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 令和2年度自動車税種別割賦課処分及び課税保留の取扱いをしなかったことについて

自動車税種別割は、4月1日時点において運輸支局に登録されている自動車の所有者に対し課税されるものであるが、処分庁は、年度末までに自動車検査証の有効期間が満了した自動車に対しては、課税を一旦保留し、納税通知書を送付しない取扱いをしていた。

本件自動車は、前年度末までに自動車検査証の有効期間が満了していたところ、処分庁は、本件公示により自動車検査証の有効期間の満了する日が同年4月30日に伸長されたとして、課税保留の取扱いをしなかった。しかしながら、自動車検査証の有効期間が同年4月30日へ伸長されたのは、処分庁とは別機関である関東運輸局山梨運輸支局の公示によるものにすぎず、自動車税の賦課（課税保留の取扱い）の判断に用いるべきではない。

本件自動車に対し、課税を一旦保留しなかったことは、従来のルールを変更して処分庁のみで決定された今年だけのルールを用いて課税したものである。

- (2) 課税保留されない旨の通知を事前になすべきかについて

国土交通省の公示により自動車検査証の有効期間が伸長している自動車に対し課税を行うことについては、事前に告知や県ホームページへの記載等周知が必要であるにもかかわらず、処分庁はそれを行わなかった。課税保留せず課税を行う旨を事前に知らされていれば、本件自動車の登録を抹消するなど合理的な行動により賦課されることはなかった。

- (3) (1) (2) により、本件処分は違法または不当なものであり、本件処分について課税保留を求める。

## 2 処分庁の主張

- (1) 令和2年度自動車税種別割賦課処分の法令上の根拠について

本件自動車については、賦課期日である4月1日時点で自動車登録ファイルに登録されているため自動車税の課税要件を充足しており、また、賦課処分の手続についても、地方税法第177条の11に規定する種別割の徴収の方法に則って賦課してきて瑕疵はない。

- (2) 課税保留の取扱いをしなかったことについて

自動車税の賦課期日の前日までに自動車検査証の有効期間が満了した自動車に対し、当該年度の課税を一時保留する本県の課税保留制度について令和2年度に変更したものではない。

令和2年2月28日付けで関東運輸局山梨運輸支局長が行った本件公示により自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年4月30日に伸長された本件自動車については、賦課期日の前日である令和2年3月31日に有効期間が満了しないことから、従来どおりの基準を適用して、課税保留せず、本件処分を行っている。

- (3) 課税保留されない旨の通知を事前になすべきかについて

審査請求人に対し、国土交通省の本件公示の対象となった自動車について課税保留としないことを事前に告知していないことは、本件処分の有効性に影響しない。

- (4) 結論

本件処分を取り消すべき理由が存在しないため審査請求人の主張は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却するのが相当である。

### 2 理由

- (1) 令和2年度自動車税種別割賦課処分の法令上の根拠について

審査請求人は、法及び県税条例が定める自動車税種別割賦課期日である令和2年4月1日に、本件自動車を所有していたと認められる。

処分庁は、本件自動車が法第146条第1項及び県税条例第114条第1項に規定する自動車であること、また、法第177条の8及び県税条例第117条に規定する、種別割の賦課期日である令和2年4月1日

に自動車税種別割を賦課していることから、本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものであり、違法な点は存在しない。

(2) 課税保留の取扱いをしなかったことについて

処分庁は、自動車税の種別割賦課期日である同年4月1日に、自動車検査証の有効期間の満了した自動車に係る自動車税種別割の賦課を保留する取扱いをしており、その取扱いに変更はなされていない。

本件自動車は、本件公示により自動車検査証の有効期間の満了する日が同年4月30日に伸長されており、同年4月1日に自動車検査証の有効期間が満了していないことから、自動車税種別割の賦課を保留される自動車とならない。

(3) 課税保留されない旨の通知を事前になすべきかについて

(2)により、審査請求人が主張する「ルールの変更」にはあたらないことから、周知が必要であるとはいえない。

## 第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

## 第6 調査審議の経過

令和2年 9月10日 審査庁から諮問書提出  
同年10月 9日 審査庁に対し資料の提出通知  
同年10月16日 審査庁から資料の提出  
同年11月30日 第1回審議  
同年12月 3日 審査庁に対し主張書面等の提出通知  
同年12月17日 審査庁から主張書面等の提出  
令和3年 3月 9日 第2回審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分に係る争点について

#### (1) 令和2年度自動車税種別割賦課処分の法令上の根拠について

ア 処分庁は、前述のとおり、令和2年5月1日、審査請求人に対し本件自動車2台について、本件処分を行い、同日付けで、同月7日、審査請求人に納税通知書（審査庁提出資料オ）を発送している。

イ 法第146条第1項は、自動車税は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって、当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課する旨規定し、県税条例第114条第1項は、自動車に対し、当該自動車の所有者に種別割によって課する旨規定する。そして、法第1

45条第1項第3号及び県税条例第114条第2項は、かかる「自動車」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう旨それぞれ規定する。また、法第177条の8及び県税条例第117条は、種別割の賦課期日は4月1日とする旨規定する。さらに、平成22年4月1日付け総務都第16号総務大臣通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（審査庁提出資料オ）第10章第1節1は、自動車税の課税客体である自動車の具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであることとしている。

法第177条の11は、種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならないとし、種別割を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならないと規定する。

ウ これを本件についてみると、本件自動車は、いずれも道路運送車両法第2条第2項、第3条に規定する普通自動車であり、審査庁提出の物件送付通知書によれば、賦課期日である4月1日時点で自動車登録ファイルに登録され、審査請求人が所有していたものと認められる。また、賦課処分の手続きについても、処分庁は、令和2年5月7日に普通徴収の方法である納税通知書を発送していることから、納期限である令和2年6月1日より10日以上前の遅くとも令和2年5月15日には納税通知書を交付したものと見える（審査請求人も審査請求書において、令和2年5月15日に本件処分があったことを知った旨自認している。）。

エ よって、処分庁が、令和2年5月1日、審査請求人に対し本件自動車2台について行った処分は、適法なものといえる。

(2) 課税保留の取扱いをしなかったことについて

ア 課税保留の法的性質について

本件通達によれば、自動車登録ファイルに登録されている自動車のうち、賦課期日において、賦課期日の前日までに自動車検査証の有効期間が満了したものについて、当該年度の課税を一時保留するものとされている。

令和2年12月17日付け回答書（以下「回答書」という。）ア③によれば、自動車登録は抹消されていなくとも車検切れの自動車は、滅失、解体、盗難等により課税客体が存在しない可能性が高いが、課税客体が存在しないことが判明しない限り自動車登録ファイル

に登載されていれば、自動車を保有しているとみなして賦課し、賦課後に実態調査により課税客体がないことが判明した場合に賦課の取消しを行うことは非効率であるし、課税客体が存在しなくても納付がない者は徴収対象になるという不適切な事務が発生していた。こうした状況を避ける趣旨から、課税保留の取扱いを定めたものである。

すなわち、課税保留は、車検切れの自動車について課税客体の存在という課税要件に該当するか否かが判明するまでの間、課税を一旦保留する取扱いを定めたものであって、車検切れであることを賦課の消極要件として定めたものではない。

そうだとすると、課税保留は、課税要件を充足して成立した租税債権につき、行政裁量により賦課しない（賦課を保留する）行政上の取扱いをしたものといえる。

イ 課税保留の取扱いをすべきであったかについて

(ア) 審査請求人は、本件自動車の自動車検査証の有効期間の満了日がそれぞれ令和2年3月11日と同年3月15日であったことから、賦課期日である同年4月1日の前日までに自動車検査証の有効期間が満了しており本件処分につき課税保留すべきであったにもかかわらず、処分庁は処分庁とは別機関の本件公示による自動車検査証の有効期間の同年4月30日への伸長をもって、本件自動車に対し課税保留せずに本件処分を行っており、これは従来のルールを変更して課税したものであると主張している。

これに対し、審査庁は、回答書ア①において、処分庁は、課税保留の取扱いを変更したのではなく、本件通達に基づき、自動車税の種別割賦課期日である令和2年4月1日に、自動車検査証の有効期間の満了した自動車に係る自動車税種別割の賦課を保留する取扱いをしているところ、本件自動車は、本件公示により自動車検査証の有効期間の満了する日が同年4月30日に伸長されており、同年4月1日に自動車検査証の有効期間が満了していないことから、課税保留の取扱いをしなかった旨述べている。

(イ) 本件公示の趣旨は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため年度末の繁忙期に申請者が窓口に集中することを避ける目的（回答書イ）という、納税者の便宜を図るためにあることからすると、自動車検査証の有効期間を伸長することでかえって納税者に不利益を生じさせる場合については、本件公示を適用せずに課税保留の取扱いを判断すべきようにも思える。

しかしながら、課税保留の制度は、本来課税要件を充足し課税されるべきところを事務の効率性の観点から行政裁量により、租税法関係を一時的に確定させないこととする例外的な運用であり、法律や条令に基づかないものであることから、その適用対象の変更、

すなわち、審査請求人が主張する運用ルールの変更にあたりは十分に慎重さが求められる（回答書イ）ことからすると、審査庁の判断が不合理であると評価することは困難である。

（ウ） そうすると、本件自動車における課税保留の取扱いについて、本件公示により伸長された自動車検査証の有効期間に基づいて判断し、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から同年3月31日までの自動車について同年4月30日まで自動車検査証の有効期間が伸長されたことから、本件自動車についても自動車検査証の有効期間が同年4月30日まで伸長されたとして本件自動車について課税保留の取扱いをしなかったことが不当であったとはいえないものとする。

ウ よって、処分庁が、国土交通省の本件公示により、本件自動車についても自動車検査証の有効期間が令和2年4月30日まで伸長されたとして、本件自動車について課税保留の取扱いをせずに本件処分を行ったことは、違法または不当なものとはいえない。

（3） 課税保留されない旨の通知を事前になすべきかについて

ア 審査請求人は、審査請求書において、課税保留されない旨の告知（県ホームページ上での告知を含む。）があれば、本件自動車の賦課を回避できたとして、処分庁が課税保留を行わない旨の通知をしないことは、違法または不当である旨主張している。

これに対し、処分庁は、国土交通省の本件告示の対象自動車について課税保留としないことを審査請求人に対し事前に告知していないことについて、本件処分の有効性に影響しない（弁明書）としている。また、審査庁も、審査請求人が主張する「ルールの変更」にはあたらないことから、事前に広く周知すべきものではない（審理員意見書、回答書ウー①）としている。

この点、課税保留せず賦課処分したことが適法、妥当なものだとしても、課税保留されない旨の告知を事前に実施しなかったことについてまで適法性、妥当性が基礎付けられるわけではなく、課税保留されない旨の告知を実施しなかったこと自体について、別途検討する必要があるものとする。

イ 告知を事前に実施しないことは違法なものであるか

この点、納税義務者、課税物件、課税標準、税率などの課税要件については、納税者がその内容を理解できるように明確に定められなければならないことから、納税者に告知すべきことが要請される（課税要件明確主義）。

しかるに、課税保留は、前述のように、賦課しない要件を定めたものではなく、課税要件を充足する租税債権につき事務の効率性の観点から行政裁量により賦課を保留するものであって、告知することが求



においてかかる課税保留の取扱いを必ず告知すべきものであるとはいえないこととなる。

よって、一般県民向けにも通達の内容である本件課税保留の取扱いがされないことについて、積極的に広く周知すべきものであったとはいえない。

(イ) なお、自動車販売業者等向けの本件お知らせについては、審査庁は、本件公示の後、自動車販売業者等の業界関係者から対象となる自動車の課税保留の取扱いについての問い合わせが複数寄せられた(回答書ウー②)ことから配布したものと説明している。この説明には一定程度合理性を有し、かかる事実を考慮すれば、本件お知らせは、自動車販売業者等から課税保留の取扱いについて複数問い合わせが寄せられたことに対する対応にすぎないのであって、課税保留の適用を周知したものと評価されない。

(ウ) よって、一般県民に対して課税についてお知らせ等の配布やホームページ上でことさら課税保留されない旨の告知を事前に実施しなかったとしても、これが本件処分を取り消すほどの著しく不当なものとは認められない。

エ したがって、課税保留されない旨の通知を事前に行わなかったことは、不当なものとはいえない。

(4) 以上より、処分庁が行った本件処分は、違法または不当なものとはいえない。

### 3 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法または不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 上野 茂樹